

2013.12.4 (水)

## アーカイブと著作権

東京六本木法律特許事務所 弁護士 早稲田祐美子

[waseda@lawoffice-tr.com](mailto:waseda@lawoffice-tr.com)

# デジタルアーカイブに係る権利

---

- 原本(有体物)⇒所有権
- 原本に含まれる文章・絵・写真・音等  
⇒著作権
- 写真の被写体⇒プライバシーの権利  
パブリシティの権利



その他、建物、寺社仏閣、車両等が写っている場合の権利処理？

# 設問

---

1 第三者が有している雑誌を借りて、その本の一部の文章、絵、当時の人々が写っている写真をスキャンしてデジタルアーカイブを作成し、データベースとして館内及びインターネット上で公開したい。

この場合、どの点を気をつけるべきか。

2 学内誌掲載目的で、江戸時代の浮世絵の写真を第三者から借りた。この学内誌をアーカイブする場合、どうすればよいか。

また、同じく学内誌掲載目的で、寺が秘蔵している鎌倉時代の美術品を自分で撮影した場合は、何か問題があるか。

# 所有権と著作権

---

## ▶ 所有権とは

有体物を支配する権利。

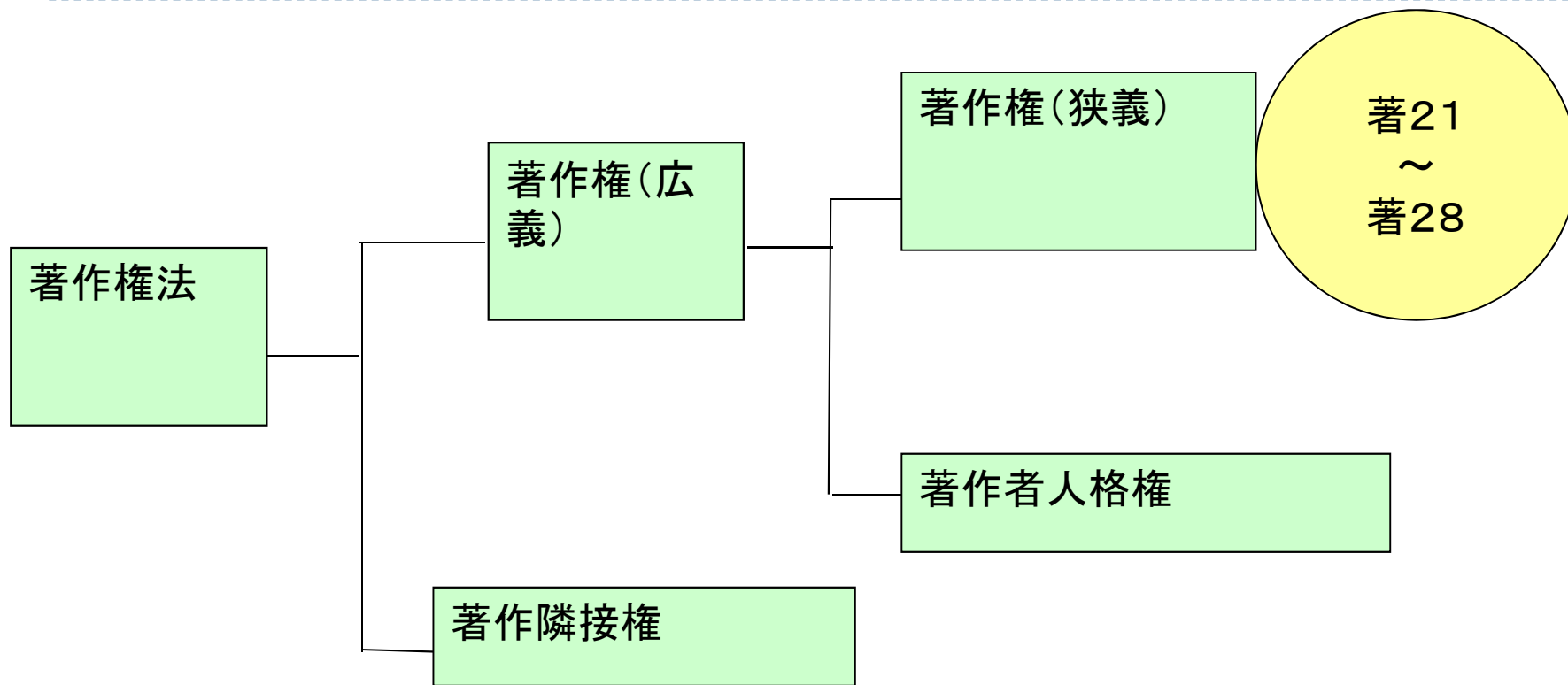
デジタルアーカイブ作成のために、物を撮影、スキャン等するには、その物を支配している第三者から、使用等の許諾を得なければならない。

⇒使用の際の契約が問題になる場合がある。

## ▶ 著作権とは

思想又は感情を創作的に表現したものに関する権利（無対物）。

# 著作権法体系



- 実演家
- レコード製作者
- 放送事業者(有線放送事業者)

# 著作権の対象→著作物

---

著作物とは(2条1項1号)

①思想又は感情を

→×単なる数値データ、事実そのもの

②創作的に

→×ありふれた表現

→「表現の選択の幅」と著作物の種類

③表現したもの

→×アイデア

④文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの

→×工業製品のデザイン

## 著作物の例示（10条）

小説、脚本、論文、講演その他の言語の著作物	地図又は学術的な性質を有する図面、図表、模型その他の図形の著作物
音楽の著作物	映画の著作物
舞踊又は無言劇の著作物	写真の著作物
絵画、版画、彫刻その他の美術の著作物	プログラムの著作物
建築の著作物	

データベース(2条1項10の3)

論文、数値、図形その他の情報の集合物であって、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

→データベースでその情報の選択又は体系的な構成によって創作性を有するものは、著作物として保護する(12条の2)。

# 著作者とは

---

▶ 著作物を創作する者をいう(2条1項2号)。

→ アイディアを出したり、開発費用を出したり、指示しただけでは著作者にはならない。

▶ 特殊な著作者

● 職務著作(法人著作) (15条)

● 映画の著作者(16条)・著作権者(29条)



# 著作権の特徴

---

- 無方式主義

→創作により著作権発生。公表や登録、©マークは不要。  
但し、譲渡等の対抗要件としては登録必要。

- 保護期間が他の産業財産権(工業所有権)に比べて長期  
(自然人→死後50年、法人→公表後50年、映画→公表後70年)

現在TPP交渉によって、死後70年まで延期になるとの噂も。

※保護期間満了後は、公有(Public Domain)

- 相対的独占権(他人の作品に依拠することが必要。)

- 条約(ベルヌ条約等)によって外国の著作物も保護される。

## 著作権の特徴（２）

---

- 著作権と著作者人格権の分離
  - 著作権は譲渡・相続可能。
  - 著作者人格権は譲渡・相続不能（一身専属）
- 著作権は各支分権の集まり。支分権に該当しない行為は、著作権侵害にはならない。
- 差止請求権と損害賠償請求権あり。
  - 侵害を止めるという点で、差止請求権は強力。
- 刑事罰あり（親告罪）  
インターネット上での著作権侵害多発。

# 著作権の支分権チェック

---

- 複製権(21)
- 上演権・演奏権(22)
- 上映権(22の2)
- 公衆送信権(23)
- 口述権(24)
- 展示権(25)
- 頒布権(26)
- 譲渡権(26の2)
- 貸与権(26の3)
- 翻訳権・翻案権(27)
- 二次的著作物の利用に関する原著作者の権利(28)

# 著作者人格権

---

- 公表権(18)

未公表の著作物を公表する権利

- 氏名表示権(19)

著作物の著作者名の表示・非表示、表示の場合、実名・変名を決める権利。

- 同一性保持権(20)

著作物及び題号を意に反して改変されない権利

- その他、名誉・声望を害する方法により著作物を利用する行為(113条6項)

# 同一性保持権（著20）

---

- 著作物・題号

- × 意に反する改変

名誉・声望を害する改変（ベルヌ条約）ではないため、範囲が狭すぎるという反対論根強くあり。

- やむを得ない改変（20条2項4号）

- ① 著作物の性質

- ② 利用の目的及び態様

→ 近時、やむを得ない改変を弾力的に運用すべきという主張強まる。

→ デジタルアーカイブ化による変化は、やむを得ない改変といえるか。

# 著作権の制限

---

- 著作権者の権利と公正な利用との調和。

(例)

- ✓ 私的使用のための複製(30条)
- ✓ 付随対象物の利用(30条の2)
- ✓ 検討の過程における利用(30条の3)
- ✓ 技術の開発又は実用化のための試験の用に供するための利用(30条の4)
- ✓ 図書館等における複製(31条)
- ✓ 引用(32条)
- ✓ 営利を目的としない上演等(38条)
- ✓ 時事の事件の報道のための利用(41条)
- ✓ 出所の明示(48条)

# 著作隣接権

---

著作物の伝達に重要な役割を果たしている、

- 実演家(歌手・演奏家、俳優等)
- レコード製作者(原盤権者、音を最初に固定した者)
- 放送事業者
- 有線放送事業者

＜放送番組をアーカイブ化してWebで配信する行為＞

実演家の録音・録画権(91条)

実演家の送信可能化権(92条の2)

放送事業者の複製権(98条)

放送事業者の送信可能化権(99条の2)

# 著作物の利用

---

- 利用の許諾(63条)
- 許諾を得た者⇒許諾に係る利用方法及び条件の範囲内において、利用可(63②)
- 利用の許諾の可否⇒著作権者が決定。
- 利用条件⇒著作権者が決定。
- 原則は個別許諾。
- 包括許諾は、例外。



# 著作権者が不明な場合の利用方法

---

## ▶ 裁定制度(67条)

- ①公表された著作物等
- ②著作権者の不明その他の理由により相当な努力を払ってもその著作権者と連絡できない場合(政令)
- ③文化庁長官の裁定
- ④補償金(通常の使用料の額に相当として文化庁長官が定める額)の供託  
→裁定に係る利用方法により利用することができる。

裁定期間中の利用(67の2)可能となる。

現在、文化審議会著作権分科会において、裁定制度の更なる改正について検討中。

→孤児著作物(orphan works)問題

# 不明権利者探索の相当な努力（施行令7条の7）

（著作権施行令7条の7、平成21年文化庁告示26号）

## ①権利者の連絡先に関する情報の取得

ア 権利者の名前や住所等が掲載されている名簿・名鑑類の閲覧

イ ネット検索サービスによる情報の検索

ウ 著作権等管理事業者等への照会

エ 利用しようとする著作物等と同種の著作物等の販売等を行う者への照会

オ 利用しようとする著作物等の分野に係る著作者団体等への照会

カ 広く一般に対して権利者に関する情報提供を求めること

## ②①により取得した情報等に基づいた権利者との連絡

①及び②のいずれの措置をとっても著作権者と連絡できないことが必要。

## 過去の裁定例

---

▶ (申請年月日)17.11.25(裁定年月日)18.1.23

「裁判所構成法」外72,043件「言語, 絵画等」阿部文二郎 外38,571名国立国会図書館所蔵 明治期刊行図書の「近代デジタルライブラリー事業」でのネット配信

▶ (申請年月日)20.12.10(裁定年月日)20.12.19

不明(ラジオ番組で読み上げられた投稿ハガキ360件)「言語」不明等ラジオ番組の音源をCDに収録

▶ (申請年月日)25.6.14(裁定年月日)25.8.12

連続テレビ小説「おしん」における「おしんの曾孫」等101役(役名なし含む)「実演」永山純一等101名 DVD・BDに複製し, 販売

<http://www.bunka.go.jp/tyosaku/c-l/results.html>

## E U 孤児著作物指令 (2012年10月発効)

---

- ①主体:加盟国で設立されている、公共のアクセスが可能な図書館、教育機関、博物館、文書館、フィルム又は音声遺産の保存期間、公共放送機関
- ②利用目的:公益的な任務に関する目的を達成するため
- ③利用前の「入念な調査」必要。
- ④加盟国間における権利者不明状態の相互承認。
- ⑤適用に利用できる行為を限定し、かつそれを権利の制限又は例外として位置付けた。
  - 図書館等の諸機関による一定の利用行為(公衆に対して利用可能とする行為と一定の目的による複製行為)
- ⑥権利者判明後の公正な補償金の支払を要求。
- ⑦見直し条項(2015年10月29日まで)
  - 利用主体や権利者不明著作物の対象の範囲拡大可能性について検討。

# パブリシティの権利

---

- 歌手・俳優等の芸能人、プロスポーツ選手等にある、氏名・肖像など顧客吸引力を有する排他的権利。  
→顧客吸引力がなければならぬので、一般人には通常ない。
- 日本においては、実体法上、根拠条文はないが、アメリカ合衆国の影響を受け日本でも判例上認められてきた。  
(最判H20.10.15 ブブカ写真事件)
- 物のパブリシティ→最高裁では否定(最判H16.2.13)  
競走馬ゲームに使われている競走馬の名前。
- 表現の自由とパブリシティの関係  
ピンクレディ事件(最高裁H24. 2. 4)

# 肖像権、プライバシーの権利

---

- プライバシー権とは  
明文上は存在しないが、憲法13条(幸福追求権)を根拠とする。自己の情報コントロール権(他人に知られたくない私生活をみだりに公表されない利益・権利)。
- 肖像権(一般人、私人としての芸能人)
- プライバシーの権利の一種としての肖像権あり。
- プライバシーの権利と公共の福祉
- 写り込み問題

## 物のパブリシティ

---

著名な建築物、寺社仏閣、JR車両等

→無断利用の際に権利主張される場合あり。

何の権利なのか？

→物のパブリシティ(顧客吸引力)

最高裁ダビスタ事件(競走馬のパブリシティを否定)

所有権と知的財産権の違い

→但し、契約による利用態様の限定がある場合あり。

# 写り込み問題

---

- 映画の看板、著名建物、寺社仏閣、ブランドマーク、著名な車両等が背景として写っている場合

H24年著作権法改正により、著名な著作物の写り込みに対処。

- ✓ 映画の看板→著作権の制限あり
- ✓ 著名建物→建築の建物であるが、著作権の制限あり。
- ✓ 寺社仏閣→境内に入らなければ？
- ✓ ブランドマーク→商標としての「使用」に該当するか？
- ✓ 著名な車両→物のパブリシティは認められるのか？  
フリーライド性はあるのか？

- 一般人の写り込み問題（肖像権との関係）



# 電子書籍に関する出版者の権利

---

## <背景>

- ✓ インターネットを中心とする違法品の流通への対策
- ✓ 電子書籍の流通促進

現在は、作家(著作権者)自身が訴えなければならない。  
→ハードルが高い。

<現在、文化審議会著作権分科会・出版関連小委員会にて中間まとめ公表中、次年度国会で成立か?>

- ▶ 電子書籍に対応した出版権の整備。
- ▶ 現行の出版権と同様の制度を電子書籍にも創設する案が有力。

案1)「紙の出版権」を「電子出版に拡大」する。

案2)「紙の出版権」と「電子出版権」を別々設ける。

# TPPを巡る動き

---

## ▶ 著作権保護期間の延長→著作者の死後70年

→米欧諸外国は概ね70年以上。日本では、権利者と利用者の利害対立が大きく、改正されなかった。

## ▶ 非親告罪化。

→権利者が告訴しなくても刑事起訴可能。

## ▶ 法定賠償制度。

→現在の損害賠償は実賠償制度。しかし、実際の賠償額は少なく、権利者の泣き寝入りとなり安い。

ご清聴ありがとうございました。

